

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（二十年）（第二百五十二回） 財務大臣 柳澤 伯夫 財務大臣 臨時代理	昭和三十二年法律第三十四号（昭和三十二年法律第三十四号）の第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のた	昭和三十二年法律第六号（昭和三十二年法律第七十五号）の規定の適用を 受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行	千二百億円 昭和三十二年法律第四十一条の規
昭和三十二年法律第三十四号（昭和三十二年法律第三十四号）の第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のた	昭和三十二年法律第六号（昭和三十二年法律第七十五号）の規定の適用を 受けるものとし、その振替	昭和三十二年法律第六号（昭和三十二年法律第七十五号）の規定の適用を 受けるものとし、その振替	昭和三十二年法律第六号（昭和三十二年法律第七十五号）の規定の適用を 受けるものとし、その振替	昭和三十二年法律第六号（昭和三十二年法律第七十五号）の規定の適用を 受けるものとし、その振替

財務省告示第二十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平  
 成十九年一月十五日に発行する利付国債の発行条  
 件を次のとおり告示する。

平成十九年一月十二日

財務大臣 柳澤 伯夫

十四	十三	十二 十一 十 九	八 七 六
償還期限	第二期以後の利子	発行日の集価利率の初期利子	払込金額の最低額面金額振替単位
平成二十一年一月十五日	毎年一月十五日及び七月十五日を、その日以、前六月間に属する	$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$ <p>           平成十九年七月十五日を、            平成十九年八月パーセント            とし、次の算式により算出した            金額を支払う。ただし、支払期            が銀行休業日に当たるときは、            その翌営業日に支払う。以下、            次の号及び第十四号において規定            する期日について同じ。         </p>	<p>           行する利付国債については、額            面金額で七百八十九億五千二百            六十万円、国債整理基金特別会            計法第五条第一項の規定に基づ            き発行する利付国債について            は、額面金額で二百七十億五千            五百八十万円            二千二百億七千二百万円            五万円         </p> <p>           振替法の規定による振替口座簿            の記載又は記録は、最低額面金            額の整数倍の金額によるものと            する。         </p>

十 八	十 七	十 六	十 五
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	償 還 金 支 額
平 成 十 九 年 一 月 十 五 日	平 成 十 九 年 一 月 九 日 ま で	平 成 十 八 年 十 二 月 二 十 六 日 か ら	日 本 銀 行 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円